

投資運用商品申込受付ナビゲーションサービス規定変更一覧

改定前	改定後
本規定は、お客さまが「投資運用商品申込受付ナビゲーションサービス」を利用する場合の取扱いを定めるものです。お客さまは、本規定のほか、投資信託総合取引規定等の関連規定の適用を受けることを承諾したうえで当該サービスを利用するものとします。	本規定は、お客さまが「投資運用商品申込受付ナビゲーションサービス」を利用する場合の取扱いを定めるものです。お客さまは、本規定のほか、投資信託総合取引規定、印鑑レス特約等の関連規定の適用を受けることを承諾したうえで当該サービスを利用するものとします。
第2条 操作内容の同意 1. お客さまが本サービスを利用する場合には、パソコンまたはタブレットの画面上に入力された内容をお客さまご自身が確認のうえ、当該内容を記載した取引申込確認書へ自署捺印していただきます。 (条文なし) 2. 取引申込確認書に捺印いただいた印影と届出印を照合し、相違ないと認めた場合には、お客さまご自身がパソコンまたはタブレットを操作し、入力内容を確認したうえで当該入力にかかる取引の申込み等をしていただいたものとみなします。 3. 本サービスでご入力いただいた内容については、別途控えをお客さまにお渡しいたします。	第2条 操作内容の同意 1. お客さまが本サービスを利用する場合には、パソコンまたはタブレットの画面上に入力された内容をお客さまご自身が確認のうえ、当該内容を記載した取引申込確認書への自署捺印、または「印鑑レス特約」に基づく当行所定の方法による認証（以下「所定の認証」と言います）を実施していただきます。 2. 「所定の認証」は、お客さまがみずほダイレクトアプリの「本人認証QR」機能により表示したQRコードを、当行所定のタブレットにより読み取るとともに、当行の依頼に応じて当行所定の本人確認書類を提示いただく方法で行うものとします。 3. 取引申込確認書の印影と届出印の照合または「所定の認証」を実施し、相違ないと認めた場合、お客さまご自身がパソコンまたはタブレットを操作し、入力内容を確認したうえで当該入力にかかる取引の申込み等をしていただいたものとみなします。 4. 本サービスでご入力いただいた内容については、別途控えをお客さまにお渡しいたします。

第3条 取引の受付 本サービスを利用した投資運用商品に関する取引の申込みは、当行が前条の印影の一致を確認した時点で受け付けたものとして扱います。受け付けた申込みに関しては、各商品の規定または約款等に従って取り扱いますが、当行が不適当と認める場合には、お取引をお断りすることがあります。 また、前条の照合時に印影の一致を確認することができず、お客さまご本人によりすみやかにその不備を是正いただくことができない申込みは、照合実施時に遡って効力を失うものとしします。	第3条 取引の受付 本サービスを利用した投資運用商品に関する取引の申込みは、当行が前条の印影の一致を確認し、または「所定の認証」が完了した時点で受け付けたものとして扱います。受け付けた申込みに関しては、各商品の規定または約款等に従って取り扱いますが、当行が不適当と認める場合には、お取引をお断りすることがあります。 また、印影の一致を確認し、または「所定の認証」が完了した場合であっても、取引の申込みに不備があり、お客さまご本人によりすみやかにその不備を是正いただくことができない場合には、当該不備のある申込みは、申込みの当初に遡り、なされなかったものとして取り扱うものとしします。
第5条 特約事項 1. みずほ銀行かんたん口座開設アプリにより当行に普通預金口座を開設されたお客さまは、当行所定の方法により当該普通預金口座にかかる印章を届け出てください。 2. 本サービスにより投資信託総合口座開設申込をいただいた場合には、収益分配金再投資契約も同時にお申込みいただいたものとみなします。	第5条 特約事項 1. 自署捺印による取引の場合、指定預金口座とする普通預金口座は、当行所定の方法により印章を届け出てください。 2. 本サービスにより投資信託総合口座開設申込をいただいた場合には、収益分配金再投資契約も同時にお申込みいただいたものとみなします。